

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…一
- 公共測量の実施（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………（同）…三
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………（産業労働局農林水産部水産課）…四
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………（同）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

- 東京都告示第千五百四十九号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 千代田区、豊島区及び葛飾区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年十一月六日から同年十二月二十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千五百五十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 目黒区

- 二 測量の種類 公共測量（水準測量）
- 三 測量の区域 目黒区区内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から平成三十年三月十六日まで

●東京都告示第千五百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量（水準測量、現況測量、地区界測量、一筆地測量及び路線測量）
- 三 測量の区域 杉並区阿佐谷北一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十五日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第千五百五十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区岩淵町、志茂三丁目、志茂四丁目及

四 測量の期間 び志茂五丁目各地内
 平成二十九年十月十六日から平成三十年
 三月九日まで

●東京都告示第千五百五十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市
 長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成三十年一月一日から同年三月二十三
 日まで

●東京都告示第千五百五十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、首都高
 速道路株式会社プロジェクト本部長から次のように測量を
 実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告
 示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 首都高速道路株式会社
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区堀船一丁目地内

四 測量の期間 平成二十九年九月十四日から平成三十年
 三月九日まで

●東京都告示第千五百五十五号

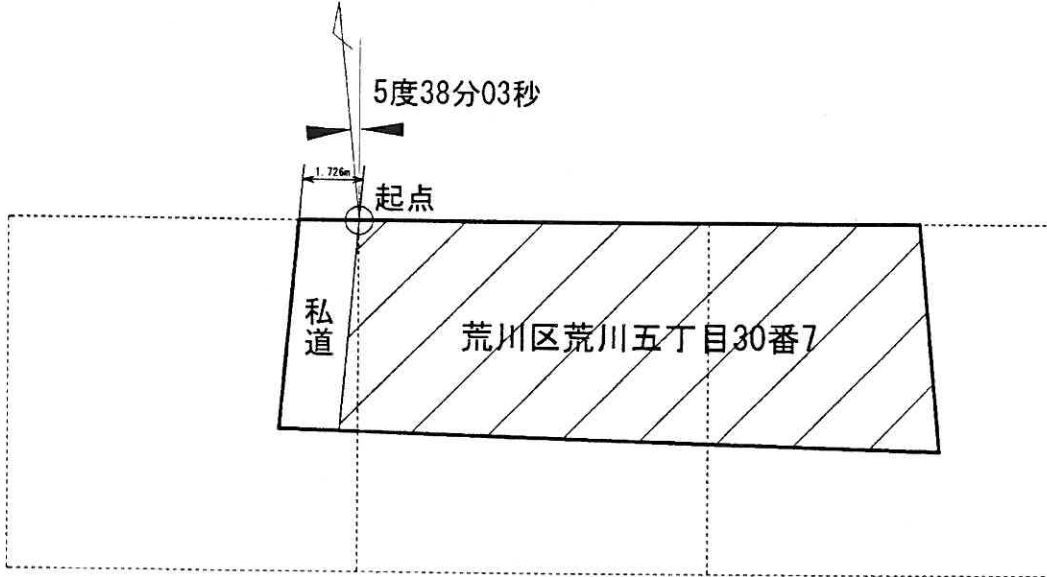
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区荒川五
 丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその
 化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単区区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区荒川五丁目30番7の最北端より、筆境界に沿って東に1.726mの位置とする。

【格子の回転角度(5度38分03秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百五十五号により指定した区域の全部及び平成二十八年東京都告示第二千五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去